

指標 10.2.1

指標名、ターゲット及びゴール

指標 10.2.1 中位所得の半分未満で生活する人口の割合（年齢、性別、障害者別）

ターゲット 10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。

ゴール 10 各国内及び各国間の不平等を是正する

定義及び根拠

- 定義
平均所得の50パーセントを下回る人口の割合とは、その国の等価可処分所得分布の中央値の半分未満で暮らす国内の人口の割合（%）をいう。
- 概念
等価可処分所得は、世帯の可処分所得を世帯規模の平方根で除したものの。
- 根拠及び解釈
等価可処分所得の中央値の50%未満で生活する人口の割合は、社会的包摂、相対的貧困及び国内の不平等のレベル及び動向をモニタリングする上で有用である。経済協力開発機構（OECD）の貧困指標として用いられているものと同じものを用いている。

データソース及び収集方法

国民生活基礎調査

算出方法及びその他の方法論的考察

- 算出方法
国民生活基礎調査から導き出された、等価可処分所得の中央値の50%未満の人口の割合（%）
- コメントと限界
 - ・相対的貧困率は、等価可処分所得から算出するため、保健、医療、介護サービスなどの現物給付や資産は含まれていない。

- ・「新基準」は、OECD の所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。

- ・国民生活基礎調査における 2018 年以前の旧基準による性・年齢区分別の貧困率は参考値として提供しているものである。

データの詳細集計

性別及び年齢別（0-17 歳、18-64 歳、65 歳以上）

参考

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21.html>

データ提供府省

厚生労働省

関連政策府省

内閣府、厚生労働省

担当国際機関

世界銀行